

受理番号第91号
受理日 H22.4.5

国自技第314号の2
平成22年3月31日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部技術企画課長



「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について（通知）

標記法令が平成22年3月29日付けで官報に掲載されたので通知します。

参考1：官報の写し

参考2：新旧対照表

各細図以伏伏圖上図、各細図及びの構軸二小階基礎面床伏面以面	各細図上図、各基の二階基礎面床伏面以面	各細図上図、各基の二階基礎面床伏面以面	各細図上図、各基の二階基礎面床伏面以面	各細図上図、各基の二階基礎面床伏面以面
により法し構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項
おいて構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項
おいて構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項	構造計算概算に記載されるべき事項

別表(3)の項目中「許容応力度等計算」を「許容応力度等計算により」に	構造計算概要書に記載すべき事項	構造計算概要書に記載すべき事項	構造耐力上主要な部材を含む種別の位置である部材に接合部及び寸法(接合部及び寸法)を明記すること。
別表(3)の項目中「許容応力度等計算」を「許容応力度等計算により」に	構造計算概要書に記載すべき事項	構造計算概要書に記載すべき事項	構造耐力上主要な部材を含む種別の位置である部材に接合部及び寸法(接合部及び寸法)を明記すること。
別表(3)の項目中「許容応力度等計算」を「許容応力度等計算により」に	構造計算概要書に記載すべき事項	構造計算概要書に記載すべき事項	構造耐力上主要な部材を含む種別の位置である部材に接合部及び寸法(接合部及び寸法)を明記すること。

に改め。

を

に改め。

○附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

○国土交通省告示第1147号
道路運送車両の保安基準(昭和三十六年運輸令第六十七号)第十八条第一項第一号及び第119条第四項第六号の規定に基づき、並びに道路運送車両法(昭和三十六年法律第百八十五号)及び同令を実施するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月19日

国土交通大臣 前原 誠司

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

次のように改定する。
第一十一条第一項第一号(「側車付二輪自動車」のトヨ、「三輪自動車」や「アンテナの技術基準」のトヨ(以下、本条において「外装基準」という。))を削除、「平成20年12月31日までに製作された自動車に備えるエア・スポートであつて、第3項第3号の基準に適合するものにあつては、この限りでない。」を「平成29年3月31日までの間は、同基準に適用しないことができる。」と改める。
第二十一条第一項第一号(「第1号の自動車(同号ただし書きの自動車を除く。)以外の自動車」や「外装基準の適用を受けない自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)」)を削除。

第一十一條第一項第一号(「前項第1号ただし書きの」)を「平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下、本条において同じ。)、第2項第一号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない」と、「貨物」や「及び貨物」は「並びにカタピラ」や「カタピラ」と「並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸」と最後部の車軸との間ににおける下面及び側面の部分に備えるものとすること。」を削除。

第一十一條第一項第一号(「同号ただし書きの」)を「平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第2項第1号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない」を改める。

第一十一條第一項第一号(「V」や「V」)は削除。

第一十九条第三項第一項第一号(「貨物」や「及び貨物」)は「並びにカタピラ」や「カタピラ」と「を除く。」であつて、次の規定(「並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間ににおける下面及び側面の部分に備えるものを除く。」)であつて、次の要件」を削除。

第四条第三項中「の規定にかかるわらず、前項」を削除。

第四条第三項中「ものとする」を削除、「ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。」を削除。

各細図上図、各基の二階基礎面床伏面以面	構造耐力上主要な部材を含む種別の位置である部材に接合部及び寸法(接合部及び寸法)を明記すること。
各細図上図、各基の二階基礎面床伏面以面	構造耐力上主要な部材を含む種別の位置である部材に接合部及び寸法(接合部及び寸法)を明記すること。

に改め。

二乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。）であって、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。）

イ 後写鏡
ロ リアミラーハウジング

ハ 高さ2.0mを超える部分

ニ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アルミの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によつて埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分

ホ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分

ヘ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であつて間隔が40mm以下であるもの

ト 窓ガラスの硬さが60ショア(A)以下のもの

チ 窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支持部品

リ 車輪の回転部分

ヌ ボディーアームの折り返し部分であつて突起の高さの10分の1以上の値の曲率半径を有する

モ 自動車の側面に備えるデフレクターの端部

ル フォンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部

ワ 先端を除くアンテナのシャフト

カ 指定自動車等に備えられる車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車体及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

コ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車体及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車体及び車体又はこれに準ずる性能を有する車体及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

シ レンチ兼用工具「及び平成」又「平成」又「にあっては」又「及び第4項のただし書きにより同項第2号、第3号、第4号及び第5号の基準の適用を受けない自動車にあっては」を含む。

ノ レンチ兼用工具「V」又「V」を含む。

ハ レンチ兼用工具「並びにカタピラ」又「カタピラ」又「を除く。」であつて、次の規定を除く。

メ レンチ兼用工具「同一の位置に備えられる車軸と最後部の車軸との間ににおける下面及び側面の部分に備えるもの」を除く。）であつて、次の要件」を含む。

ソ レンチ兼用工具「同一の位置に備えられているエア・スパイク」の内、「又はこれに準ずる性能を有するエア・スパイク」を含む。

タ レンチ兼用工具「ものとする」の内、「ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。」を含む。

チ レンチ兼用工具「並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。）であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。）

イ 後写鏡
ロ リアミラーハウジング

ハ 高さ2.0mを超える部分
ニ ジャッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アルミの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によつて埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分
ホ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部分
ヘ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び間隙であつて間隔が40mm以下であるもの
ト 窓ガラスの硬さが60ショア(A)以下のもの
リ 車輪の回転部分
ヌ ボディーアームの折り返し部分であつて突起の高さの10分の1以上の値の曲率半径を有する
モ 自動車の側面に備えるデフレクターの端部
ル フォンネットの後端及びトランクルームの前端の板金端部
ワ 先端を除くアンテナのシャフト
カ 指定自動車等に備えられる車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車体及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
コ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装のアンテナの装置の指定を受けた車体及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車体及び車体又はこれに準ずる性能を有する車体及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの
シ レンチ兼用工具「及び平成」又「平成」又「にあっては」又「及び第4項のただし書きにより同項第2号、第3号、第4号及び第5号の基準の適用を受けない自動車にあっては」を含む。
ノ レンチ兼用工具「V」又「V」を含む。
ハ レンチ兼用工具「並びにカタピラ」又「カタピラ」又「を除く。」であつて、次の規定を除く。
メ レンチ兼用工具「同一の位置に備えられる車軸と最後部の車軸との間ににおける下面及び側面の部分に備えるもの」を除く。）であつて、次の要件」を含む。
ソ レンチ兼用工具「同一の位置に備えられているエア・スパイク」の内、「又はこれに準ずる性能を有するエア・スパイク」を含む。
タ レンチ兼用工具「ものとする」の内、「ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。」を含む。
チ レンチ兼用工具「並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。）であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの（次に掲げるものを除く。）
イ 後写鏡 ロ リアミラーハウジング

○ 搬送運送車両の形状基準の黒田を定める部分の 1 頁を削除する旨 (平成十四年四月十九日)

(運送業者による記入欄)

改	出	票	付
第1節 指定自動車等であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目			
(車両及び車体)			
第22条 (略)			
2 車両の外形その他自動車の形状に関し、保安基準第18条第1項第2号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。			
一 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、別添20「外装の技術基準」、別添21「外装の手荷物積載用部品の技術基準」及び別添22「外装の電波送受信用アンテナの技術基準」（以下、本条において「外装基準」という。）に定める基準に適合するものであること。ただし、平成29年3月31日までの間は、同基準を適用しないことができる。			
二 (略)			
三 外装基準の適用を受けない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、キャブ後面と荷台前部の間に荷物等がおちこむおそれがなく、かつ、排気管等の高温部の上面が露出していない構造であること。			
四 (略)			
3 (略)			
3～2 (略)			
三 平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下、本条において同じ。）、第2項第1号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スピーカー（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの）であるエア・スピーカー（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの）並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間に備える下面及び側面の部分に備えるものを除く。）であつて、次の要件に適合するもの			
4 自動車の窓、乗降口等の扉を開鎖した状態において、次のいずれかに該当する車両及び車体は、第2項第4号の基準に適合しないものとする。ただし、第2項第1号の自動車（平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第2項第1号のただし書きにより同号の基準の適用を受けない自動車を除く。）にあっては、この限りではない。			

一～九 (略)
5 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び第2項第1号のたゞ書きにより同号の基準の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは第2項第4号の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～二 イ (略)

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9に規定するV₁点から前方を観認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

以下 (略)

第2節 指定自動車等以外の自動車であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(車体及び車体)

第100条 (略)

2 (略)

一～二 (略)

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下との自動車に備えるエア・スポイラー(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間に於ける下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

3 次に掲げるエア・スポイラーであつて損傷のないものは、前項第3号の基準に適合するものとする。

一～二 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を開鎖した状態において、次のいずれかに該当する車体及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。

一 (略)

二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの

一～九 (略)

5 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車及び前項第1号たゞ書きの自動車にあっては、次に掲げるものは第2項第4号の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

(窓ガラス)

第39条 (略)

2 (略)

3 (略)

一～二 イ (略)

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9に規定するV₁点から前方を観認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

以下 (略)

第2節 指定自動車等以外の自動車であつて新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

(車体及び車体)

第100条 (略)

2 (略)

一～二 (略)

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラー(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。)であつて、次の規定に適合するもの

3 次に掲げるエア・スポイラーであつて損傷のないものは、前項第3号の規定にかかる限り、前項の基準に適合するものとする。

一～二 (略)

4 自動車の窓、乗降口等の扉を開鎖した状態において、次のいずれかに該当する車体及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。

一 (略)

二 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの

(次に掲げるものを除く。)

- イ 後写鏡
ロ 牽引装置
ハ 高さ2.0mを超える部分
ニ ジヤッキング・ポイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、
ホイール・アーチの隙間は、周辺の外部表面となめらかに連続した仮想面によつ
て埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分
ホ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部

ヘ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び開隙であつて開隙が40mm以下である
モ

- ト 突起物の硬さが0ショア(A)以下のもの
チ 窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支

持部品

リ 車輪の回転部分

ヌ ボディーアーバネルの折り返し部分であつて突起の高さの10分の1以上の値の曲率

半径を有するもの

ル 自動車の側面に備えられるデフレクターの端部

ヲ ボンネットの後端及びトランクリームの前端の板金端部

ワ 先端を除くアンテナのシャフト

カ 指定自動車等に備えられている車体及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の

位置に備えられた車体及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷

のないもの

ヨ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装の

アンテナの装置の指定を受けた車体及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の

位置に備えられた車体及び車体又はこれに準ずる性能を有する車体及び車体であ

つて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

三~十一 (略)

- 5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車、平成20年12月31までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)及び第4項のただし書きにより同項第2号、第3号、第4号及び第5号の基準の適用を受けない自動車にあっては、次に掲げるものは、第2項の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

- (総ガラス)
第117条 (略)
1~3 (略)

(高さ2.0mを超える部分、フロアラインより下方の部分、直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触することがないもの、空気を吸入又は送出するためのグリルであつてグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さが60ショア(A)以下のもの、窓拭き器及び前照灯洗浄器のワイパー・ブレード及びその支持部品、バンパの外郭線より20mm以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボディーアーバネルの折り返し部分であつて突起の高さが10分の1以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えられるデフレクターの端部を除く。)

三~十一 (略)

- 5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)以外の自動車及び平成20年12月31までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、次に掲げるものは、第2項の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

- (窓ガラス)
第117条 (略)
1~3 (略)

4 (略)
—～二 イ (略)
(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9に規定するV₁点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(車体及び車体)
第178条 (略)

2 (略)

—～二 (略)

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間に於ける下面及び側面の部分に備えるものを除く。)であつて、次の要件に適合するもの

3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の基準に適合するものとする。

— (略)

— 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ又はこれに準ずる性能を有するエア・スポイラ

4 自動車の窓、乗降口等の扉を開鎖した状態において、次のいずれかに該当する車両及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。ただし、平成29年3月31日までの間は、第2号、第3号、第4号及び第5号の基準を適用しないことができる。

— (略)

— 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(次に掲げるものを除く。)

イ 後写鏡
ロ 牽引装置

ハ 高さ2.0mを超える部分

ニ ジャッキング・ボイント、排気管及びホイールは考慮しないものとし、かつ、ホイール・アーチの隙間は、周辺の外郭表面となめらかに連続した仮想面によつて埋められているものとして決定したフロアラインより下方の部分
ホ 直径100mmの球体を車体その他自動車の形状に接触させた場合に接触しない部

4 (略)
—～二 イ (略)
(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9に規定するV₁点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲以下 (略)

第3節 使用の過程にある自動車の保安基準の細目

(車体及び車体)
第178条 (略)

2 (略)

—～二 (略)

三 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両並びにカタピラ及びそれを有する軽自動車に備えるものを除く。)であつて、次の規定に適合するもの

3 次に掲げるエア・スポイラであつて損傷のないものは、前項第3号の規定にかかるらず、前項の基準に適合するものとする。

— (略)

— 法第75条の2第1項の規定に基づき外装の装置の指定を受けた自動車に備えられているエア・スポイラと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているエア・スポイラ

4 自動車の窓、乗降口等の扉を開鎖した状態において、次のいずれかに該当する車両及び車体は、第2項の基準に適合しないものとする。

— (略)

— 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。以下第3号から第5号までにおいて同じ。)であつて、車体等その他基部から突出量が5mm以上であり、かつ先端の曲率半径が2.5mm未満である突起物を有するもの(高さ2.0mを超える部分、フロアラインより下方の部分、直径100mmの球体を車体送出するためのグリルであつてグリルの間隔が40mm以下であるもの、突起物の硬さその他自動車の形状に接触させた場合に接触する事がないもの、空気を吸入又はその支持部品、バンパの外郭線より20mm以内のバンパの部分、車輪の回転部分、ボディーパネルの折り返し部分であつて突起の高さが10分の1以上の値の曲率半径を有するもの及び自動車の側面に備えるデフレクターの端部を除く。)

へ 空気を吸入又は送出するためのグリル及び開閉であつて間隔が40mm以下である
もの

ト 突起物の硬さが60ショア(A)以下のもの
チ 窓拭き器及び前照灯洗浄器の前照灯拭き器のワイパー・ブレード並びにその支

持部品

リ 車輪の回転部分

又 ボディーパネルの折り返し部分であつて突起の高さの10分の1以上の値の曲率
半径を有するもの

ル 自動車の側面に備えるデフレクターの端部

フ ボンネットの後端及びトランクリームの前端の板金端部

ワ 先端を除くアンテナのシヤフト

カ 指定自動車等に備えられている車体及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一
の位置に備えられた車体及び車体であつて、その機能を損なうおそれのある損傷
のないもの

ヨ 法第75条の2第1項の規定に基づき外装、外装の手荷物積載用部品及び外装の
アンテナの装置の指定を受けた車体及び車体と同一の構造を有し、かつ、同一の
位置に備えられた車体及び車体又はこれに準ずる性能を有する車体及び車体であ
つて、その機能を損なうおそれのある損傷のないもの

三～十一 (略)

5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動
車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）
以外の自動車、平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用
用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそ
りを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び第4項のただし書きにより同項
第2号、第3号、第4号及び第5号の基準の適用を受けない自動車にあっては、次に
掲げるものは、第2項の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

(窓ガラス)

第195条 (略)

1～4 (略)

5 (略)

一～二 イ (略)

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV₁点か
から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲
以下 (略)

三～十一 (略)

5 乗車定員が10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動
車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）
以外の自動車及び平成20年12月31日までに製作された乗車定員が10人未満の専ら乗用
用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそ
りを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、次に掲げるものは、
第2項の基準に適合しないものとする。

以下 (略)

(窓ガラス)

第195条 (略)

1～4 (略)

5 (略)

一～二 イ (略)

(1) 運転者席の運転者が、別添37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV₁点か
ら前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲
以下 (略)

別添20 外装の技術基準

1. 適用範囲及び目的

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪

別添20 外装の技術基準

1. 適用範囲及び目的

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪

自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装(後写鏡及び牽引装置を除く。)に適用する。
以下 (略)

自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装(後写鏡及び牽引装置を除く。)に適用する。
以下 (略)

別添21 外装の手荷物積載用部品の技術基準

1. 適用範囲及び目的

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の手荷物積載用部品に適用する。
以下 (略)

別添21 外装の手荷物積載用部品の技術基準

1. 適用範囲及び目的

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の手荷物積載用部品に適用する。
以下 (略)

別添22 外装の電波送受信用アンテナの技術基準

1. 適用範囲及び目的

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の電波送受信用アンテナに適用する。
以下 (略)

別添22 外装の電波送受信用アンテナの技術基準

1. 適用範囲及び目的

この技術基準は、専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)に備える外装の電波送受信用アンテナに適用する。
以下 (略)